

各位

会社名 株式会社テリロジー
 代表者名 代表取締役社長 津吹 憲男
 (コード番号: 3356)
 問い合わせ先 専務取締役 阿部 昭彦
 TEL (03) 3237 - 3291

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の従業員に対し、以下の要領によりストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を平成18年6月23日開催予定の第17回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- ・特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の従業員に対し無償で新株予約権を発行するものであります

- ・本総会決議による委任に基づき当社取締役会が募集事項を決定することができる新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の内容および数の上限

1. 本新株予約権の数の上限

下記3.に定める内容の新株予約権2,000個を上限とする。なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式2,000株を上限とし、下記3.(1)により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

2. 本新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととする。

3. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。なお、本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式2,000株を上限とし、本株主総会における決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で付与株式数を調整する。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、取締役会の定めるところにより、本新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する前月の各日(取引が成立していない日を除く。)におけるJASDAQ証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が割当日の当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、割当日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次の算式により調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、割当日後に当社が時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合は除く。)は、行使価額を次の算式により調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらに準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月1日から平成23年6月30日までとする。

(4) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において当社の従業員の地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他当社取締役会決議において正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。

本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

その他の権利行使の条件は、取締役会が定めるものとする。

(5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 議決による本新株予約権の取得の制限

議決による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の割当てを受けた者が(4)に定める規定により本新株予約権を行使できなくなった場合は、当該本新株予約権については無償で取得する。

(8) 当社が組織再編を実施する際の本新株予約権の取扱い

当社は、当社株主総会および取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社若しくは資本下位会社とする組織再編（合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転）を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定される比率に従い、本新株予約権者に対して、組織再編により存続会社若しくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができるものとする。

(9) その他

新株予約権に関する詳細については、平成18年6月23日開催予定の当社株主総会後の当社取締役会決議に基づき決定する。

(注) 本新株予約権の発行は、平成18年6月23日開催予定の当社第17回定時株主総会において上記議案が承認可決することを条件といたします。